6 西 農 第 185 号 令 和 6 年 7 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名	西尾市			
(市町村コード)	(213)			
地域名	西尾地区			
(地域内農業集落	(西尾集落:住崎	時、矢曽根町、今川町、寄近町、八ツ面町、志籠谷町、中原町)		
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年7月2日		
励識の和木を取り	まとめた牛月口	(第1回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・本地区は、市街化地域に隣接した地域であり、農道が整備されていないことから大型機械の搬入が難しい。
 - ・本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されているが、新興住宅地が農地に隣接している ことから、農薬等の散布が他の地区より厳しいことや街路灯による畑大豆の発育不良が起こりやすく収量 が確保できない。
 - ・今川町の一部で市街化地域に隣接していることから、大雨災害の予防として用水に水を入れなくなり、 田植えができない場所ができた。
 - ・農地転用の情報の共有(水田に対し肥料等の準備にコストをかけたのだが、直前に転用の情報を言われ、作付できずすべてが損になった。)
 - ・他の地区よりも特に小区画の畑が多く、作付けできず草の管理をするだけの農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田については、ブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稲、麦、大豆の 効率的な作業を続ける。
- ・地域内の畑については、担い手農家以外にも地域内外の農地利用を希望する小規模農家にも集積を行 う。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

X	域内の農用地等面積	166.3 ha
	①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.8 ha
	ア. うち田の面積	53.3 ha
	イ. うち畑の面積	17.5 ha
	②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

- (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - ・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。
 - ・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合に応じて適切に 設定する。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進
	める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い
	手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
	(3) 基盤整備事業への取組方針
	担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画
	化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
	西三河農協が主催している農業関係のスクール等と連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽
	培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	特になし
	☑ ①鳥獣被害防止対策 ┃☑ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	①カラスの農作物の被害が拡大しないよう有害鳥獣捕獲業務への要望を行う。
	②減農薬・減肥料である特別栽培米の生産を継続的に行う。
	③現在取り組んでいるlotやドローン等を利用したスマート農業に対し積極的に取り組む。